

教員免許状更新までの流れ

平成20年1月

(平成21年4月1日以降に授与された免許状)

免許状を更新するためには
次の2つの手続が必要です。

1. 有効期間の満了までに大学などで更新講習を受講し、修了する
2. 教育委員会で修了確認を受ける

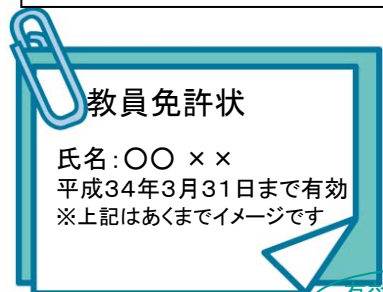
※ 平成34年3月31日が有効期間満了日の方の場合 H32.2.1

受講期間(2年)

有効期間満了日 H34.3.31

①有効期間満了日の確認

自分の免許状の有効期間満了日がいつなのかを確認してください。受講期間は満了日直前の2年間です。



有効期間満了日は3月31日か。

②受講する講習の申込

大学などが開設する講習を選び、申込を行います。講習内容は文部科学省や各大学のHPなどで情報提供を行います。(注1)



最初の夏休みに30時間全部受講したい！

次の夏休みは時間がないので12時間だけ受講して、あとは土日で受講したい…

5日で30時間受けられる大学はどこかな？

共通的な領域が充実している大学はどこ？
学校種・教科種に応じた領域は、理科教育に力を入れている大学で受けたい。

③受講・修了

30時間の講習を修了！次は更新の申請を行います。



④更新

更新完了！

次の10年間免許状は有効です。



次の有効期間満了日は平成44年3月31日。(注2)

(注2) 次の有効期間満了日は先の有効期間の満了から10年後の年度末です。

講習の内容

1. 教育の最新事情(12時間)
学校段階や教科にかかわらず共通的な領域を履修
2. 教科指導生徒指導等(18時間)
学校段階や教科等ごとに各教員の課題認識に応じた領域を履修

a. 受講申込



b. 受講受入決定

c. 受講



d. 修了認定



e. 更新申請



f. 更新



勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)

大学(講習開設者)